

## (仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達業務募集要領

上記業務を行う候補者となる者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集します。

令和6年10月2日

### 1 業務名称

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達業務

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業の目的と概要

この募集要領は、(仮称) 門真市立生涯学習複合施設(以下「生涯学習複合施設」という。)の家具調達業務を行う候補となる者(以下「受注候補者」という。)を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項等を定めるものです。

門真市では、古川橋駅北側で整備を進めている生涯学習複合施設の魅力と快適性向上のために、優れたデザイン性の椅子や机等(以下、「家具」という。)を求め、それらをデザイン及び製作、選定する事業者からの提案を広く募集します。

家具のコンセプトは、「建築と共に永く残る家具」であり、耐久性や機能性と共にデザイン性においても建築と共に永く魅力を保ち続ける家具を求めます。

生涯学習複合施設は、図書館と文化会館の複合施設であり、本を中心に市民の「学び」や「創造」を支援し、快適に「滞在」できる空間を設けています。その建築は、周辺エリアの中心としてデザイン性の高い外部空間と内部空間を持ち、周囲を取り囲むテラス空間「スパイラルガーデン」が建築とまちをつないで一体的な景観を形成し、大きな吹抜け空間である「ギャラリーウォーク」がまちの人々を内部へ引き込みます。

建築空間の際立つ個性の中で、そこにシナジーをもたらす家具の存在は重要であり、建築と調和しつつ、市民が気軽に手に触れることができるデザイン性の高い「資産」として、快適でありながら個性が感じられるものとしてください。

卓越したアイデアやデザイン、技術力と共に協調性及び事務・事業遂行能力も求められる本業務に、デザインと家具製作技術の振興に高い意識を持ち、そして今日のみならず将来の公共空間を創造する未来志向の事業者の応募を期待します。

#### (2) 業務内容

本業務は公募型プロポーザルの提案に基づき、オリジナル家具の制作、または、少なくとも3点のオリジナル家具制作を併せた既製品家具選定を行い、それらを納品・設置する。詳細は、別紙1「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設家具調達業務仕様書」を参照のこと。

#### (3) 提案限度価格

金 57,777,984 円（消費税等含まず）

※本業務に係る予算は令和7年度予算として計上予定であるため、予算措置がされなかった場合においては、契約は締結せず、本公募型プロポーザルは無効となる場合がある。

#### （４）契約期間

令和7年4月～6月 契約締結予定

令和8年3月 契約完了予定

#### （５）納入場所

（仮称）門真市立生涯学習複合施設（大阪府門真市幸福町11番地）

#### （６）費用分担

受注候補者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、門真市は契約金以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### （１）契約主体

本契約は、門真市が締結する。

#### （２）契約の方法

- ア 門真市契約に関する規則に基づき契約を締結する。契約内容は協議の上、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。
- イ 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。また、門真市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。
- ウ 契約書の作成を要する。
- エ 契約締結について、議会の議決が必要となる場合は、仮契約を締結し、議会の議決を得た後に本契約を締結する。
- オ 前号に係る仮契約を締結した後であっても、本契約としての効力が生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたときは、仮契約を解除する。
- カ 本業務に係る予算措置がされなかった場合においては、契約は締結せず、本公募型プロポーザルは無効となる場合がある。

#### （３）支払条件

完了払

#### （４）契約条項

別紙4「著作権に関する特約条項」及び別紙5「製造物責任法に関する特約条項」参照

#### （５）契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納めること。ただし、門真市契約に関する規則第 21 条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(6) 再委託について

- ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、門真市の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により門真市の承諾を得なければならない。

(7) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行中に受注者が門真市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。
- イ 本契約に係る規則・要綱等は門真市の規定に準拠するものとする。

#### 4 参加資格等

本事業に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当しない者であること。
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- エ 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 6 日施行）に基づく入札参加停止除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- オ 本業務の主幹となりデザイン、設計等（以下、「制作」という。）を主導する技術者（以下、「主任技術者」という。）を配置すること。主任技術者については下記（7）（イ）の条件を共に満たすこと。

(7) [制作実績]

業務委託又はメーカー発注によって、あるいはメーカー従業員としての業務によって企業・団体、公共・商業施設等の家具の制作を行い、実際に製作されたことがあること。(自主制作・製作を除く)

(イ) [外部評価] 以下①～④のいずれかに該当すること。

- ① デザイナー、建築家、工芸家、家具・什器制作者等としての受賞歴があること。ただし、賞の存在が現在、一般に確認可能なものに限る。
- ② コンペ等において、自らが制作した家具・什器が最終選考の対象となったことがあること。ただし、コンペの存在が現在、一般に確認可能なものに限る。
- ③ デザインや建築に関連する分野・教科を担当する講師・教員歴（高等学校以上の教育機関に限る。社会人教育及び生涯学習機関を含む）があること。常勤、非常勤は問わない。
- ④ 建築設計や建設関連企業、家具・什器のメーカー等に所属し、5年以上の家具・什器の継続した制作者歴があること。

キ 本業務の家具製作を適切かつ安全に主導できる技術者（以下、「製作技術者」という。）を配置すること。なお、主任技術者と製作技術者は兼務できない。

ク 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して参加申請する場合は、上記アからエの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

- (7) 共同事業体の構成員は、代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の完遂、つまり設計のみならず製作にも責任をもつことのできる事業者とし、その者が全ての書類の提出を行うこと。
- (イ) 共同事業体の代表者は、主任技術者と製作技術者を、構成員から指名し、配置すること。なお、主任技術者と製作技術者は兼務できない。
- (ウ) 参加申請以後の代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- (カ) 各構成員は複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 主なスケジュール

公募開始 令和6年10月2日（水）

質問の受付期限 令和6年10月29日（火）

質問に対する回答 令和6年11月5日（火）までに随時回答予定

参加申請関係書類の提出期間（必着） 令和6年11月12日（火）～19日（火）

参加資格決定通知 令和6年11月25日（月）予定

第1次審査書類の提出期間（必着） 令和6年12月9日（月）～12月16日（月）

第1次審査 令和6年12月下旬予定

第1次審査結果通知 令和6年12月下旬予定

第2次審査書類の提出期間（必着） 令和7年1月下旬予定

第2次審査 及びプレゼンテーション 令和7年2月予定  
第2次審査結果通知 令和7年2月～3月予定  
契約締結 令和7年4月～6月予定  
業務完了 令和8年3月予定

## 6 参加手続

### (1) 募集要領等の配布

募集要領等は本市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) の「市政情報→入札・契約→プロポーザル」において配布する。

### (2) 質問

募集要領等に対する質問がある場合には、次のアに定める期間に次のイの問合せ先へ質問書（様式2）を使用して、電子メールにて質問すること。また、電子メール送信後は確認のため、電話で送信した旨の連絡をすること。

#### ア 期間

募集開始時から令和6年10月29日（火）午後5時まで

ただし、送信後の電話確認については、午前9時～正午及び午後1時～5時（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。）に行うこと。

#### イ 問合せ先

「本要領10」に記載の問合せ先

#### ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年11月5日（火）（予定）までに門真市ホームページ (<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) に随時掲載し個別に回答しない。

### (3) 提出方法等

#### ア 提出期間

令和6年11月12日（火）～19日（火）（土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日を除く。）の午前9時～正午及び午後1時～5時とする。郵送の場合、到達期限は同日必着とする。提出期間以外に提出された提出書類は、いかなる理由があっても受理しない。

#### イ 提出先及び提出方法

「本要領10」に記載の提出先。持参又は郵送（書留郵便に限る。）

#### ウ 提出書類

##### (7) 参加申込書（様式1）及び使用印鑑届（様式1-2）

※共同企業体を結成し参加する場合は代表者が提出すること。

※別紙4「著作権に関する特約条項」及び別紙5「製造物責任法に関する特約条項」を確認し、参加申込書（様式1）の3確認事項のチェック欄に☑を入れること。

##### (イ) 委任状（本社又は本店以外で締結する場合）（様式3）

※共同企業体を結成し参加する場合は代表者が提出すること。

- (ウ) 印鑑証明書の写し（法人の場合は法務局で発行する代表者印鑑証明書、個人の場合は代表者居住地の市区町村で発行する印鑑登録証明書）  
※共同企業体を結成し参加する場合は代表者が提出すること。
  - (エ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）  
※共同企業体を結成し参加する場合は代表者が提出すること。
  - (オ) 代表者の身分に関する証明（個人のみ）  
※共同企業体を結成し参加する場合は代表者が提出すること。
  - (カ) 次の各税金を納付したことがわかる証明書
    - ・市内業者又は準市内業者にあつては、法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、直前2年分の法人市民税、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税、直前2年分の市・府民税
    - ・市外業者にあつては、法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税
 ※共同企業体を結成し参加する場合は代表者が提出すること。
  - (キ) 誓約書（門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱様式第2号）（様式4）  
※共同企業体を結成し参加する場合は全ての構成員が提出すること。
  - (ク) 会社団体等概要（様式5）、業務実績調書（様式6）  
※共同企業体を結成し参加する場合は全ての構成員が提出すること。
  - (ケ) 配置予定技術者調書（様式7） ※主任技術者と製作技術者それぞれ作成
  - (コ) 配置予定技術者との雇用関係を証明する書面（保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗り（マスキング）した健康保険証等健康保険証等）の写し  
※主任技術者と製作技術者それぞれ作成
  - (サ) 共同企業体構成企業一覧表（様式8） ※共同企業体を結成し参加する場合
  - (シ) 共同企業体協定書（様式9） ※共同企業体を結成し参加する場合
- ※(ウ)～(カ)については、令和6年7月1日以降発行のもの。写し可。

#### （4）参加資格確認結果通知の交付

提出書類に基づき審査した結果、参加資格要件を満たすと認められた者を選定の対象者とし、令和6年11月25日（月）（予定）に結果通知書を様式5に記載の連絡先電子メールアドレス宛てに通知する。（共同事業体の場合は代表者に通知する。）

なお、通知を受けてから第2次審査の審査日までには門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は参加できない。

## 7 審査に関する事項

審査は、第1次審査及び第2次審査の2段階審査方式で、応募者の個人名や団体名を伏せて行う。第1次審査では、プレゼンテーションパネル、ポートフォリオ、事業実施体制提案書を基に最大5者を選定する。

第2次審査では、プレゼンテーションパネル及び見積書の提出を求め、参加者によるプレゼンテ

ーションを行った上で、最優秀案及び次点案を選定する。

なお、参加申込書（様式 1）提出後に辞退する場合は取下書（様式 10）を提出すること。

（1）第 1 次審査

ア 提出書類

（7）審査申込書（様式 11）

（イ）第 1 次審査プレゼンテーションパネル

下記内容を表現した A 2 版横パネル（スチレンボードなど簡便なパネルを支持体とすること）を 2 枚以内（片面使用）作成すること。文字サイズは 12 ポイント以上とする（手書きは可とするが、その場合も概ね 12 ポイント以下にならないよう留意すること）。表現方法（文字数、カラー／モノクロ、画像やイラスト、設計図等の有無）は自由とする。参加資格確認結果通知に記載の参加者番号をパネル右上に 60 ポイントのゴシック体で記載すること。

- ① 「2（1）事業の目的と概要」及び基本設計概要書、実施設計概要書の内容を十分に理解し、建築と調和する家具のあり方を提案すること。
- ② 家具リスト（別紙 2）及び家具プロット図（別紙 3）の内容を十分に理解し、具体的に実現できる家具計画を提案すること。また、家具リスト（別紙 2）の中の下記 10 点の家具について、形状が分かるイラストや写真を示すこと。なお、その 10 点の中に少なくとも 3 点のオリジナル制作家具を含むこと。（既製品家具の素材及び色のみを変更した製品は、オリジナル制作家具としない。）
  - ・ B 1 ベンチ
  - ・ B 2 ベンチ
  - ・ C 1 チェア
  - ・ C 4 チェア
  - ・ C 7 屋外用チェア
  - ・ C 10 キッズチェア
  - ・ T 1 テーブル
  - ・ T 3 サイドテーブル
  - ・ T 4 屋外用テーブル
  - ・ T 7 キッズテーブル
- ③ 生涯学習複合施設における家具の機能を明示し、施設利用者の活動における家具の役割とその重要性や可能性についての考え方を示すこと。
- ④ 家具の機能や性能、耐久性や維持管理の容易性を十分に担保しつつ、造形性や独創性、象徴性や意味性をどのように実現するのか考え方を示すこと。
- ⑤ 家具の素材及び色は、「実施設計概要書」の「内装計画」を基にして提案すること。

基本設計概要書：<https://www.city.kadoma.osaka.jp/material/files/group/50/kihonsekkeigaiyou.pdf>

実施設計概要書：[https://www.city.kadoma.osaka.jp/material/files/group/50/jjisshisekkeigaiyou\\_03.pdf](https://www.city.kadoma.osaka.jp/material/files/group/50/jjisshisekkeigaiyou_03.pdf)

（ウ）ポートフォリオ

主任技術者の家具制作実績をまとめたポートフォリオを作成すること。ポートフォリオは

6 (3) ウ (ク) 「業務実績調書」(別紙6) に示す実績を含む内容とし、A4 サイズのクリアファイル(10 ポケット 20 頁まで)を使用し、冊子状の体裁とすること。クリアファイルの中には、これまでの制作物に関する記録を A4 サイズにレイアウトした出力紙を入れても、図面や写真等の現物を入れてもよい。複数の現物を入れる場合は、現物同士が重ならないよう留意すること。参加資格確認結果通知に記載の参加者番号を右上に 18 ポイントのゴシック体で記載すること。

(イ) 事業実施体制提案書(様式12)。

本委託業務を遂行する際の実施体制が分かるように記載すること。

#### イ 提出部数

(7) は正本1部(記名・代表印を押印したもの)

(イ) は正本1部(パネル化したもの)と副本5部(正本 A3 縮小コピーパネル化なし)

(ウ) は正本1部と副本5部(正本 A4 コピー紙ファイル綴じ)

(エ) は正本1部(記名・代表印を押印したもの)と副本5部(無記名・代表印なし。なお、体制図も無記名とすること。)

※ 上記のア提出書類(イ)～(エ)をそれぞれ PDF データ化し、1枚の DVD-R にまとめてデータ提出すること。データサイズは各々20MB 以下とすること。(エ)については、無記名・代表印なしの副本をデータ化すること。

※ 上記のア提出書類(イ)(ウ)について、本プロポーザル応募参加者名が特定できるような表記を行わないこと。(ウ) ポートフォリオにおいては、応募参加者名を特定できる箇所(住所・所在地、代表者名・ロゴマーク等)は黒塗り等のマスキング処理を行うこと。

#### ウ 提出期間

令和6年12月9日(月)～12月16日(月)午後5時まで(必着)

#### エ 提出方法

提出期限までに「本要領10」に記載の提出先に提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等により提出期限日時必着とする。送付の場合は、提出後必ず電話にて到着確認を行うこと。

#### オ 第1次審査の結果通知

すべての参加者に対し、令和6年12月下旬に様式5に記載の連絡先電子メールアドレス宛てに通知する。(共同事業体の場合は代表者に通知する。)

#### カ 守秘義務対象資料の開示

参加資格確認結果通知を受け取った者に、守秘義務対象資料(各フロア詳細図面等データ)の開示を行う。なお、詳細は参加資格確認結果通知を送付する際に連絡する。

### (2) 第2次審査

#### ア 提出書類

(7) 第2次審査プレゼンテーションパネル

「本要領7」の(1)「第1次審査」のア(イ)①～⑤を表現した第1次審査のプレゼンテーションパネルの内容に準じ、家具リスト(別紙2)の中の10点の家具(少なくとも3点のオリジナル制作家具を含む)について、具体的な提案を図面を用いて行うこと。(寸法、材質、加工方法、接合

方法等を含む)写真・CG・イラストで補足説明してもよい。

なお、既製品家具の素材及び色のみを変更した製品は、オリジナル制作家具としない。

※A2版横パネル片面を3枚以内で作成すること。(スチレンボードなど簡便なパネルを支持体とすること)文字サイズは12ポイント以上とする。(手書きは可とするが12ポイント以下にならないよう留意すること)

※本プロポーザルに応募した参加者名を特定できるような表記を行わないこと。

※提案時に原寸モックアップや模型を作成することを妨げないが、提案時形状での最終的な採用は保証しない。(業務の過程において修正を求める場合がある)

※参加資格確認結果通知に記載の参加者番号をパネル右上に60ポイントのゴシック体で記載すること。

#### (イ) 見積書(様式13)

※「家具リスト(別紙2)」に記載の全ての家具の単価を示すこと。

### イ 提出部数

(ア) は正本1部と副本5部(正本A3縮小コピーパネル化なし)

(イ) は正本1部(記名・代表印を押印したもの)と副本5部(無記名・代表印なし)

※上記ア「提出書類」(ア)(イ)をPDFデータ化し、データ名称を「プレゼンテーションパネル」とし、1枚のDVD-Rにまとめてデータ提出すること。

### ウ 提出期間

令和7年1月中旬～下旬(予定)

### エ 提出方法

提出期限までに「本要領10」に記載の提出先まで提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等により提出期限日時必着とする。送付の場合は、提出後必ず電話にて到着確認を行うこと。

### オ プレゼンテーション

会場は門真市内とする。プレゼンテーションは、提出書類ア(ア)と同じ、もしくはそれらを編集した内容とすること。開催日時や会場等詳細は、様式5に記載の連絡先電子メールアドレス宛てに別途通知する(共同事業者の場合は代表者に通知する。)。プレゼンテーションはパワーポイント等の音声を含まないスライドデータを映写し行うこと。第1次審査プレゼンテーションパネル及び第2次審査プレゼンテーションパネルを使用してもよい。原寸モックアップや模型を使用することを妨げない。

発表者は応募事業者の正社員2名以内とし、主任技術者もしくは製作技術者を必ず含めること。なお、所属や氏名を名乗ってはならない。

時期：令和7年2月

時間：各事業者20分程度(プレゼンテーション10分以内、質疑応答10分程度とする)

カ プレゼンテーション機器

プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは門真市が用意するが、パソコンやデータは各自持参すること。ケーブルの種類やパソコンとの接続の詳細については別途通知する。

キ 第2次審査の結果通知

第2次審査の参加者に対し、令和7年2月～3月に、様式5に記載の連絡先電子メールアドレス宛てに通知する。(共同事業体の場合は代表者に通知する。)

8 選定に関する事項

第1次審査、第2次審査においては、下記(1)の評価項目について選定委員会で審査する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。また、第1次審査の点数は第2次審査に加えない。

(1) 選定基準・方法

ア 第1次審査

評価項目	内容	配点
実績・体制		
実績	本業務にふさわしい業務実績があるか、提出書類の「ポートフォリオ」で審査を行う。	10点
体制	本業務にふさわしい実施体制であるか、提出書類の「事業実施体制提案書」で審査を行う。	20点
提案内容		
企画力・コンセプト 実行・実効性 機能性 独創性	<p>「本要項7」の(1)「第1次審査」のア(イ)①～⑤の内容をふまえ、下記内容を企画力・コンセプト、実行・実効性、機能性、独創性という観点について「プレゼンテーションパネル」で総合的に審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習複合施設の建築コンセプトと内部空間、外部空間を十分に理解しているか。</li> <li>・建築と調和した家具を提案しているか、来館者の空間体験の質の向上に資する独自の提案がされているか、またその内容は妥当なものか。</li> <li>・本業務の目的を達成するための必要な手続きについての的確な提案がされているか。</li> <li>・要求する品質を担保する提案として内容は優れているか。</li> <li>・応募者のポテンシャルが発現しているか。</li> </ul>	70点
合計点		100点

## イ 第2次審査

評価項目	内容	配点
提案内容		
企画力・コンセプト	生涯学習複合施設の建築コンセプトと内部空間、外部空間を十分に理解し、そこから導き出される要請に応える企画・コンセプトを品質、機能及び造形・意匠を含む具体的な案をもって提示できているか。	30点
実行・実効性	提案内容が確実な実行性を有しているか。また提示されたコンセプトや効果が実効性を伴うものか。製作コストに直結する材質、加工方法等がコンセプトに照らしあわせて妥当なものか。	25点
機能・耐久性	来館者の行動に対する十分な理解が提案に内包されているか。快適性、安全性、耐久性、維持管理の容易性等、プロダクトデザインと家具製作の基本が造形・意匠と引き換えられることなく提案の根底を成しているか。	25点
独創性・意匠	生涯学習複合施設の建築と機能にふさわしい明確なデザイン思想が提案に内包され、意匠的に表現されているか。その応募者のポテンシャルや意気込みが発現しているか。	10点
価格	提案内容に見合った価格となっているか。	10点
合計点		100点

※提案内容の各項目については、提出書類及びプレゼンテーションにより総合的に採点する。

## ウ 最低基準点

受注候補者が業務を効果的に実施できるか否かを判断するため、最低基準点を設ける。

- (ア) 最低基準点は、審査委員による全員の合計点の6割とする。
- (イ) 最低基準点を下回る事業者については、受注候補者とししない。
- (ウ) 提案者が1者のみの場合でも、審査は実施する。

## エ 同点の場合

### (ア) 第1次審査

5位評価者が複数生じた場合、下記のとおり第1次審査通過者を決定する。

「提案内容」の点数が高い提案者を第1次審査通過者とする。

「提案内容」が同点だった場合は、「体制」の点数が高い提案者を第1次審査通過者とする。

全て同点の場合は、選定委員会で決定する。

### (イ) 第2次審査

1位評価者が複数生じた場合は、下記のように受注候補者を決定する。

「企画力・コンセプト」合計点が高い提案者を受注候補者とする。

「企画力・コンセプト」も同じ場合、「実行・実効性」合計点が高い提案者を受注候補者とする。

「実行・実効性」も同じ場合、「機能・耐久性」合計点が高い提案者を受注候補者とする。

「機能・耐久性」も同じ場合、「独創性・意匠」合計点が高い提案者を受注候補者とする。

評価項目が全て同点の場合は、選定委員会で決定する。

## (2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が応募すること。
- イ 同一応募者が複数の応募を行うこと。
- ウ 選定委員会委員及び(仮称)門真市立生涯学習複合施設の設計者、工事施工者、指定管理予定者に対して、選定結果の公表までの間、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の応募者と提出書類及び提案の内容について相談を行うこと。
- オ 選定終了までの間に、他の応募者に対して提出書類及び提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された提出書類が次のいずれかに該当する場合
  - (7) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ 見積書に記載の金額が「本要領2」の(3)「契約上限金額」を超えているもの。
- コ 他者の作品を盗用した疑いがある場合

## (3) 選定結果の公表

第1次審査、第2次審査共、門真市ホームページで審査結果を公表する。いずれの審査結果も、審査通過者、受注候補者だけでなく、全ての応募者名を公表し、各々の審査点数も公表する。(但し、応募者名から審査点数が特定できない公表方法とする)

## 9 その他

- (1) 「本要項6」応募手続きに関する事項、「本要項7」審査に関する事項(1)「第1次審査」及び(2)「第2次審査」にかかる費用は、応募者の負担とする。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、審査の用以外に応募者に無断で使用しない。
- (4) 期限後の書類の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 第1次審査、第2次審査に提出された書類及びプレゼンテーション内容の著作権は、応募者に帰属する。
- (6) 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については門真市と受注候補者で協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容通り実施するも。
- (7) 参加申請後に門真市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、又は門真市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- (8) 受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合には、第2次審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。
- (9) (仮称)門真市立生涯学習複合施設の設計者、工事施工者、指定管理予定者は、本公募型プロ

ポータルに応募できない。

- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (11) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

## 10 提出先及び問合せ先

門真市 市民文化部 生涯学習課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1

電話：06-6902-7139 Eメール：kys07@city.kadoma.osaka.jp

※受付は、午前9時～正午及び午後1時～5時とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。